

平成29年度 芸術文化魅力育成プロジェクト業務委託 FAQ

質問	回答
【実施体制】	
<p>総合プロデューサー及び若手プロデューサーは、最優秀提案事業者として決定された後に変更することは可能か</p>	<p>総合プロデューサーについては、事業の全体統括や若手プロデューサーのサポートを担っていただくことから、事後の変更は認められません。 また、若手プロデューサーについても、計画段階から参画していただくため、原則として変更は認められませんが、実行委員会と協議のうえ、一部について変更を認める場合があります。</p>
【鑑賞プログラム】	
<p>昨年と一昨年の事業をみると、伝統芸能とコラボレーションしたプログラムを中心におこなわれているが、大阪の地域性・固有性に着目したものであれば、伝統芸能以外のジャンルとコラボレーションしてもよいか</p>	<p>可能です。</p>
<p>10月の「大阪文化フェスティバル」で、11月・12月のプログラム開催の広報をしてもよいか</p>	<p>最優秀提案事業者として決定後に実行委員会等と協議の上、判断することになります。</p>
【その他】	
<p>実施会場は、最優秀提案事業者として決定後に変更することは可能か</p>	<p>応募時点で実施場所を確保する必要はありませんが、最優秀提案事業者として決定後、委託契約締結までに確保してください。 その際、実行委員会との協議により、実施会場の変更を認める場合がありますが、会場の規模等は、応募時点で提案いただいた概ね同程度の会場で実施してください。</p>
<p>応募時に、様式集以外の資料提出は認められるか 補足資料を自由に作成して提出してよいか</p>	<p>原則として、提出様式集にある様式を使用し、提出してください。 ただし、過去に実施された事業のパンフレット等、様式に記載することが困難な資料を添付する必要がある場合は、追加提出を認めます。 その場合、原本1部、写し10部を提出いただき、写し10部については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容は記入しないでください。</p>
<p>支出に積算できない経費はあるのか</p>	<p>本事業とは直接関係しない経費(例:事務機器等の購入費、施設整備費、打ち上げ費など)は計上できません。</p>
<p>支出の内訳は、鑑賞プログラムと育成プログラムそれぞれで積算する必要があるか また、それぞれで積算する場合、両方のプログラムに共通する経費はどのように記載するのか</p>	<p>「様式3 収支計画書」には、鑑賞プログラムと育成プログラム、それぞれについて積算内訳を作成し、鑑賞プログラムについては、プログラムごとの内訳も明らかにしてください。 また、両方のプログラムに共通する経費で、鑑賞プログラムと育成プログラムに分けられない経費は、共通経費として記載してください。(鑑賞プログラムと育成プログラム、それぞれの内訳を明らかにする必要はありません)</p>
<p>収支計画書に収入の部がありますが、どのようなことが収入となるのか ・グッズ販売等を行った場合、その他の収入としてよいか ・助成金、クラウドファンディングを行うことは、可能か</p>	<p>「様式3 収支計画書」における収入は、入場料収入や広告料収入を想定しています。 グッズ販売、助成金、クラウドファンディングによる収入が見込まれる場合は、最優秀提案事業者として決定後に実行委員会と協議が必要です。</p>
<p>過去の事業実績について</p>	<p><u>平成29年度大阪府市文化振興会議・大阪アーツカウンシルホーム</u> ページ内、資料3-1および資料4-1を参照ください。</p>